

第十回国会 衆議院 建設委員會議録 第十六号

昭和二十六年三月二十八日(水曜日) 午後二時七分開議

出席委員

- 委員長 薬師神岩太郎君
- 委員 内海 安吉君 理事 田中 角榮君
- 理事 村瀬 宣親君 理事 前田榮之助君
- 浅利 三朗君 今村 忠助君
- 小平 久雄君 瀬戸山三男君
- 西村 英一君 中島 茂喜君
- 増田 連也君 佐々木更三君
- 池田 峯雄君 寺崎 覺君
- 出席國務大臣 増田甲子七君
- 建設大臣 伊藤 大三君
- 出席政府委員 (河川局長) 今泉 兼寛君
- 經濟安定事務局 (建設交通局長) 佐竹 浩君
- 委員外の出席者 大蔵主計官 賀屋 茂一君
- 建設事務官(河川局防災課長) 前田 壽雄君
- 建設事務官 西畑 正倫君
- 専門員 田中 義一君
- 専門員 義一君

三月二十四日

委員小平久雄君辞任につき、その補欠として塚田十一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員塚田十一郎君辞任につき、その補欠として小平久雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件
小委員及び小委員長選任に関する件

第一類第十六号 建設委員會議録第十六号 昭和二十六年三月二十八日

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案(内閣提出第二一九号)

○薬師神委員長 これより會議を開きます。

この際お諮りいたしますが、請願の審査につきましては、その数においてははなはだ多く、また質においてまことに重要なものがございますので、この際請願審査に関する小委員会を設けまして、ただいままでに議決いたしました部分を除いた請願全部と、陳情書全部について慎重に審査することにしたかと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○薬師神委員長 御異議なしと認めます。それでは請願審査に関する小委員を指名いたします。

- 内海 安吉君 小平 久雄君
 - 鈴木 仙八君 田中 角榮君
 - 内藤 隆君 増田 連也君
 - 前田榮之助君 池田 峯雄君
- 以上八名の方を指名いたします。なお小委員長を指名したいと思ひますが御異議ございませんか。
- 〔異議なしと呼ぶ者あり〕
- 薬師神委員長 御異議ないようでありますから、小平久雄君を指名いたします。

○薬師神委員長 次に本日本委員会に付託されました、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案を議題にいたします。まず政府側より提案理由の説明を求めます。増田建設大臣。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案

(目的)

第一条 この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適應するよう、に国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もつて公共の福祉を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

2 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかつた施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ)ことを目的とするものをいう。

3 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

4 この法律において「標準税収入」とは、地方公共団体(地方公共団体の組合を除く。以下本条及び第四条において同じ)が地方税法

(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める当該地方公共団体の普通税(法定外普通税を除く。)について同法第一条第五号にいう標準税率(標準税率の定むる地方税については、同法に定める税率とする。)をもつて、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二十一号)第十五条第一項の地方財政委員会規則で定める方法により算定した地方税の収入見込額をいう。

第三条 国は、法令により地方公共団体(港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基き港灣局を含む。以下第四条を除き同じ)又はその機関の維持管理に属する左に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、その事業費の一部を負担する。

- 一 河川
- 二 海岸
- 三 砂防設備
- 四 林地荒廢防止施設
- 五 道路
- 六 港灣
- 七 漁港

(国庫負担率)

第四条 前条の規定により地方公共団体に対し国が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、当該地方公共団体について、その年の

一月一日から十二月三十一日まで発生した災害につき、第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額を左の各号に定める額に区分して通次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

- 一 当該地方公共団体の当該年度(災害の発生した年の四月一日の属する会計年度をいう。以下本条において同じ)の標準税収入の額については、三分の二
- 二 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の二分の一をこえ二倍に達するまでの額に相当する額については、四分の三
- 三 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の二倍をこえる額に相当する額については、四分の四

2 前項の災害復旧事業費の総額には、前条各号に掲げる施設に関する災害復旧事業で、国が施行するもの(北海道における災害復旧事業で国がその費用の金額を負担するものを除く。)の事業費(二以上の地方公共団体がそれぞれ事業費の一部を負担する場合において、それぞれ別の団体について、その負担割合に応じその負担に係る事業の事業費をあん分した額)及

一月一日から十二月三十一日まで発生した災害につき、第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額を左の各号に定める額に区分して通次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

- 一 当該地方公共団体の当該年度(災害の発生した年の四月一日の属する会計年度をいう。以下本条において同じ)の標準税収入の額については、三分の二
- 二 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の二分の一をこえ二倍に達するまでの額に相当する額については、四分の三
- 三 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の二倍をこえる額に相当する額については、四分の四

2 前項の災害復旧事業費の総額には、前条各号に掲げる施設に関する災害復旧事業で、国が施行するもの(北海道における災害復旧事業で国がその費用の金額を負担するものを除く。)の事業費(二以上の地方公共団体がそれぞれ事業費の一部を負担する場合において、それぞれ別の団体について、その負担割合に応じその負担に係る事業の事業費をあん分した額)及

び地方公共団体の組合又は港務局の施行するもの事業費で、組合又は港務局を組織するそれぞれの地方公共団体の負担すべきものを含み、第二第三項に規定する災害復旧事業の事業費のうち、災害にかかつた施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる金額(以下超過事業費という)を含まないものとする。

3 地方公共団体の組合又は港務局の行う災害復旧事業の事業費に対して国が前条の規定により費用の一部を負担する場合における当該事業費に対する国の負担率は、当該組合又は港務局を組織する地方公共団体が当該組合の規約又は港務局の定款で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第一項の規定により算定した当該地方公共団体に対する国の負担率に乘じたものとす。

4 国は、第二第三項に規定する災害復旧事業費のうち超過事業費については、第一項の規定にかかわらず、それぞれの施設に関する改良工事について、国が、他の法令又は予算の定めるところによりその費用の一部を負担し、又は補助する場合の例により、その費用を負担する。

(直轄事業に対する地方公共団体の負担率)
第五条 第三各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業費で、地方公共団体がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、他の法令の規定にかかわらず、当

該地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業で国が施行する当該災害復旧事業の原因となつた災害と同年に発生した災害に係るものに対し前条の規定により国が負担すべき割合を除いた割合によるものとする。

(適用除外)
第六条 この法律は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。
一 一箇所の工事の費用が十五万円に満たないもの
二 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
三 維持工事をとみるべきもの
四 明らかに設計の不備又は工事施行の粗雑に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
五 甚しく維持管理の義務を怠つたことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
六 河川、港湾及び漁港の埋没に係るもの。但し、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
七 天然の河岸及び海岸の欠損に係るもの。但し、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
八 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
九 直高一メートル未満の小堤、幅員二メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

2 前項第一号の場合において、一の施設について災害にかかつた箇所が二十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止その他これらに類する施設について災害にかかつた箇所が二十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事を施行する地方公共団体が二以上あるものについては、この限りでない。

2 前項第一号の場合において、一の施設について災害にかかつた箇所が二十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止その他これらに類する施設について災害にかかつた箇所が二十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事を施行する地方公共団体が二以上あるものについては、この限りでない。

所が二十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止その他これらに類する施設について災害にかかつた箇所が二十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事を施行する地方公共団体が二以上あるものについては、この限りでない。

(災害復旧事業費の決定)
第七条 第三各号の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業及び第五各号に規定する国が施行する災害復旧事業の事業費は、地方公共団体の提出する資料、实地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

(国庫負担金の交付方法)
第八条 国は、前条の規定により災害復旧事業費を決定したときは、当該地方公共団体に対し、当該災害復旧事業が施行される各年度において、第四条の規定による国の負担率により負担金を交付する。

2 前項の場合において、国は、第四条の規定による国の負担率が決定する前でも、予算の範囲内において、当該年度において施行される災害復旧事業の事業費(超過事業費に相当する部分を除く)の三分の二に相当する額を下らない額により、負担金を概算交付することができる。

四各の規定による国の負担率が決定したときは、当該年度内に、その年度中に施行された当該災害復旧事業費に相当する負担金との差額を交付する。但し、その負担金を交付するための支出予算額がその交付すべき差額に對し不足するときは、その不足額を翌年度において交付するものとする。

(災害復旧事業の監督)
第九条 主務大臣は、災害復旧事業につきこの法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該災害復旧事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に關し必要な指示をすることができ

2 主務大臣は、都道府県知事をして、当該都道府県の区域に存する市地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五條第二項の市を除く。以下同じ。町村(市町村の組合及び港務法第四條第四項第三号に掲げる港務を管理する港務局を含む。以下同じ)に對して、政令で定めるところにより、前項に規定する主務大臣の権限を行わせることができる。

(災害復旧事業費の精算)
第十条 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して主務大臣の成功認定を受けなければならない。

災害復旧事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、主務大臣は負担金のうちその施行しない災害復旧事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。

2 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

3 第九条第二項の規定は、第一項に規定する主務大臣の権限について準用する。
(剰余金の処分)
第十二条 地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた災害復旧事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金を第四条の規定による国の負担率を乘じた額を国に返還しなければならない。

2 前項の場合において、地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該剰余金を主務大臣の認可を受けた災害復旧事業に使用することができる。

(市町村の災害復旧事業費)
第十三条 国が市町村に對して交付する災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより都道府県知事が行う。
2 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付しなければならない。

ない。

(主務大臣)

第十四条 この法律において主務大臣は、第三条各号に掲げる施設の主務大臣とする。

(実施規定)

第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 左の法律は、廃止する。
都道府県災害土木費国庫負担ニ関スル法律(明治四十四年法律第十五号)昭和二十五年年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律(昭和二十五年法律第八十九号)

3 北海道における地方公共団体に對して第三条の規定により国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、当分の間、第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

4 この法律(第五条及び第六条を除く)の規定は、第三条各号に掲げる施設について地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業で昭和二十五年以前の災害に因るものうち、主務大臣による事業費の決定があつて、国の負担金の全部又は一部の交付をまだ受けていないものについて準用する。

この場合において、第四条第一項中「第七条の規定により決定され

た災害復旧事業費の総額」とあるのは「主務大臣が決定した災害復旧事業費の総額(昭和二十三年一月一日から同年十二月三十一日までに発生した災害については、当該災害復旧事業費の総額に政令で定める率を乗じて補正した額)」と、同条同項第一号中「当該年度(災害の発生した年の四月一日の属する会計年度)」とあり、又は同条同項第二号若しくは第三号中「当該年度」とあるのは「昭和二十五年年度」を讀み替へるものとする。

5 第五条の規定は、第三条各号に掲げる施設について昭和二十六年年度以降において国がその全部又は一部を施行する災害復旧事業で昭和二十五年以前の災害に因るものについて地方公共団体の費用の負担の割合について準用する。

6 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第七条中「この法律により国が補助を行う」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第 号)により国が費用を負担する」に、「都道府県災害土木費国庫負担ニ関スル法律(明治四十四年法律第十五号)」を「この法律」に改める。

〇増田国務大臣 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案について、提案の趣旨と内容の概要を御説明申し上げます。

わが国は地勢及び気象等の関係から、古来有数の災害国であります。ことに戦時中の国土の荒廢等に起因いたしました。終戦後災害が連年相次いで起り、その被害は驚くべき巨額に達しております。しかして公共土木施設の災害はその大半を占めておりますが、その復旧費は地方公共団体の負担に属します関係上、一面において地方の財政に過重な負担を課することとなり、地方財政を破綻に瀕せしめるおそれがありますのみならず、他面においてこれがため迅速にして適切な復旧事業の遂行を不可能ならしめ、災害を累増せしめる大きな原因となつておるのであります。御承知のごとく一昨年シヤウブ使節団の勧告の次第もありまして、昭和二十五年年度は公共土木施設の災害復旧事業は、合理的な恒久的負担制度を確立するまでの暫行措置として、とりあえず全額国庫負担の特例を設けることになりました。その後地方行政調査委員会において、シヤウブ勧告を基礎にして恒久的制度の調査審議に力をいたされておりましたが、昨年十月、国会及び政府に對しまして、これに関する勧告を提出されたのであります。政府におきましても、かねて窮迫した地方財政の現状と、激甚な災害の頻発とに堪がみまして、地方の財政能力に即して災害のすみやかな復旧をはかり得ますように、復旧費の国と地方との間における負担関係を合理的に調整することの緊要なるを痛感いたしました。関係各省において、審議検討を重ねていたのであります。さ

らに勧告を受けましたので、その趣旨を尊重しながら、現在の国家財政の実情を勘案いたしまして、慎重検討を加えました結果、成案を得ましたので、ここに法律案として御審議を願うこと

にいたしました次第であります。以下法案の概要を申し上げますと、第一に本制度の対象とする災害復旧事業は、地方公共団体またはその機関の維持管理に属する河川、海岸、砂防設備、林地荒廢防止施設、道路、港湾及び漁港のうち、政令で定める公共土木施設の災害にかかるとものであります。災害にかかつた施設を原形に復旧することを原則といたしますが、これが不可能な場合におきましては、当該施設が従前の効用を復旧するための施設をすることがし、かつ原形に復旧することが著しく困難、または不適当な場合には、これにかわるべき必要な施設をすること、すなわちいわゆる超過事業をあわせて行うことができるものとす、また一箇所の工事費は、二十五年年度の特例通り十五万円以上とするにといたしました。

次に国庫負担率は、各地方公共団体の一箇年の災害復旧事業費の総額を当該年度の普通税の標準税収入見込み額と比べまして、その二分の一までは三分の二、その二倍までは四分の三、それ以上は全額と、逐次に負担率を増加して、個々の地方公共団体の財政力に適應して算定することといたしました。もつとも超過事業費については、一般の改良事業費に対する負担率と同率とするものであります。北海道につきましては、同地が現在なお開發途上にあり、従来災害復旧事業費について、八割補助をしておりました事情を勘案いたしまして、当分の間、暫定的に特例を設けることとし、五分の四に満たない場合には、五分の四とするにといたしました。なお昭和二十五年以前の災害による復旧事業費で、主務

大臣の決定を受けたが、国庫負担金の未交付のものにつきましては、昭和二十五年年度の標準税収入を基礎として、各年の災害復旧事業費の総額ごとに前述の同様の方法により負担率を定めまして、その残事業費の負担率とするものであります。地方行政調査委員会では、この法律に規定した事業のほか、災害復旧事業費の支出年度の限定、予算計上方法及び特別会計の新設等についても、勧告いたしておるのであります。国家財政の現状からいたしまして、時期尚早と認めまして、今回は採用いたさないことといたしました。

以上申し述べましたように、この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適應するよう、国の負担率を定めまして、災害のすみやかな復旧をはかり、もつて公共の福祉を確保せんとするものであります。何とぞ十分御審議あらんことをお願いいたします。

〇農務大臣 此れより質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許します。村瀬君。

〇村瀬委員 ただいまの御説明によりますと、本法律案は、地方公共団体の財政力に適應するよう、国の負担率を定めたものでございまして、が、はたしてそうであるかどうか、昨年は全額国庫負担であったのでありますけれども、それによつて地方財政が非常にゆたかになつて余裕を生じたという地方団体を聞かないのであります。そこで伺ひたいのは、政府は地方公共団体の、たとえば二十六年年度を例にとりまして、その全国の総額におきまして、どれだけの負担力を地方公共団体が持つておるとお見込み

にいたしました次第であります。

以下法案の概要を申し上げますと、第一に本制度の対象とする災害復旧事業は、地方公共団体またはその機関の維持管理に属する河川、海岸、砂防設備、林地荒廢防止施設、道路、港湾及び漁港のうち、政令で定める公共土木施設の災害にかかるとものであります。災害にかかつた施設を原形に復旧することを原則といたしますが、これが不可能な場合におきましては、当該施設が従前の効用を復旧するための施設をすることがし、かつ原形に復旧することが著しく困難、または不適当な場合には、これにかわるべき必要な施設をすること、すなわちいわゆる超過事業をあわせて行うことができるものとす、また一箇所の工事費は、二十五年年度の特例通り十五万円以上とするにといたしました。

次に国庫負担率は、各地方公共団体の一箇年の災害復旧事業費の総額を当該年度の普通税の標準税収入見込み額と比べまして、その二分の一までは三分の二、その二倍までは四分の三、それ以上は全額と、逐次に負担率を増加して、個々の地方公共団体の財政力に適應して算定することといたしました。もつとも超過事業費については、一般の改良事業費に対する負担率と同率とするものであります。北海道につきましては、同地が現在なお開發途上にあり、従来災害復旧事業費について、八割補助をしておりました事情を勘案いたしまして、当分の間、暫定的に特例を設けることとし、五分の四に満たない場合には、五分の四とするにといたしました。なお昭和二十五年以前の災害による復旧事業費で、主務

大臣の決定を受けたが、国庫負担金の未交付のものにつきましては、昭和二十五年年度の標準税収入を基礎として、各年の災害復旧事業費の総額ごとに前述の同様の方法により負担率を定めまして、その残事業費の負担率とするものであります。地方行政調査委員会では、この法律に規定した事業のほか、災害復旧事業費の支出年度の限定、予算計上方法及び特別会計の新設等についても、勧告いたしておるのであります。国家財政の現状からいたしまして、時期尚早と認めまして、今回は採用いたさないことといたしました。

以上申し述べましたように、この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適應するよう、国の負担率を定めまして、災害のすみやかな復旧をはかり、もつて公共の福祉を確保せんとするものであります。何とぞ十分御審議あらんことをお願いいたします。

〇農務大臣 此れより質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許します。村瀬君。

〇村瀬委員 ただいまの御説明によりますと、本法律案は、地方公共団体の財政力に適應するよう、国の負担率を定めたものでございまして、が、はたしてそうであるかどうか、昨年は全額国庫負担であったのでありますけれども、それによつて地方財政が非常にゆたかになつて余裕を生じたという地方団体を聞かないのであります。そこで伺ひたいのは、政府は地方公共団体の、たとえば二十六年年度を例にとりまして、その全国の総額におきまして、どれだけの負担力を地方公共団体が持つておるとお見込み

にいたしました次第であります。

以下法案の概要を申し上げますと、第一に本制度の対象とする災害復旧事業は、地方公共団体またはその機関の維持管理に属する河川、海岸、砂防設備、林地荒廢防止施設、道路、港湾及び漁港のうち、政令で定める公共土木施設の災害にかかるとものであります。災害にかかつた施設を原形に復旧することを原則といたしますが、これが不可能な場合におきましては、当該施設が従前の効用を復旧するための施設をすることがし、かつ原形に復旧することが著しく困難、または不適当な場合には、これにかわるべき必要な施設をすること、すなわちいわゆる超過事業をあわせて行うことができるものとす、また一箇所の工事費は、二十五年年度の特例通り十五万円以上とするにといたしました。

次に国庫負担率は、各地方公共団体の一箇年の災害復旧事業費の総額を当該年度の普通税の標準税収入見込み額と比べまして、その二分の一までは三分の二、その二倍までは四分の三、それ以上は全額と、逐次に負担率を増加して、個々の地方公共団体の財政力に適應して算定することといたしました。もつとも超過事業費については、一般の改良事業費に対する負担率と同率とするものであります。北海道につきましては、同地が現在なお開發途上にあり、従来災害復旧事業費について、八割補助をしておりました事情を勘案いたしまして、当分の間、暫定的に特例を設けることとし、五分の四に満たない場合には、五分の四とするにといたしました。なお昭和二十五年以前の災害による復旧事業費で、主務

大臣の決定を受けたが、国庫負担金の未交付のものにつきましては、昭和二十五年年度の標準税収入を基礎として、各年の災害復旧事業費の総額ごとに前述の同様の方法により負担率を定めまして、その残事業費の負担率とするものであります。地方行政調査委員会では、この法律に規定した事業のほか、災害復旧事業費の支出年度の限定、予算計上方法及び特別会計の新設等についても、勧告いたしておるのであります。国家財政の現状からいたしまして、時期尚早と認めまして、今回は採用いたさないことといたしました。

以上申し述べましたように、この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適應するよう、国の負担率を定めまして、災害のすみやかな復旧をはかり、もつて公共の福祉を確保せんとするものであります。何とぞ十分御審議あらんことをお願いいたします。

〇農務大臣 此れより質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許します。村瀬君。

〇村瀬委員 ただいまの御説明によりますと、本法律案は、地方公共団体の財政力に適應するよう、国の負担率を定めたものでございまして、が、はたしてそうであるかどうか、昨年は全額国庫負担であったのでありますけれども、それによつて地方財政が非常にゆたかになつて余裕を生じたという地方団体を聞かないのであります。そこで伺ひたいのは、政府は地方公共団体の、たとえば二十六年年度を例にとりまして、その全国の総額におきまして、どれだけの負担力を地方公共団体が持つておるとお見込み

国の事務かもしれぬけれども、助かるのは自治団体を構成しておる市町村民諸君である、市町村民諸君だつて相当この事務の費用として金を持つてもらうべきじゃないか、持つてもらつてもいいじゃないか、むしろ民主国家といふものは地方自治を細胞として発達すべきものだから、主体性はそちらにあつていいのじゃないかという議論さえする人がございます。しかしわれわれは一定の比率、すなわち三分の一とかあるいは四分の一とかいふものを持つてもらう、そうして事業量だけはある程度去年以上出したい、こういう趣旨で進んでおるわけでありませう。去年の全額国庫負担によつて、市町村が目に見えてこれだけ助かつた。だから文教施設や社会施設にこれだけまわつたといふことは、これから調べて出しますが、なか／＼困難なことではないかというの、あなたもよく御存じの通り、助かつたのは一年にすぎない、それで目に見えて助かつた、どこへまわしたといふことはなか／＼出て来ないのじゃないか、こう考ふる次第でございます。

〔委員長退席、田中委員長代理着席〕

○村瀬委員 事業量をふやしたいという大臣のお気持は、私たちもさように思つております。ただ法案としてこれは恒久的な研究をした結果、ここに成案を得たから出すのだという御説明であつたのであります。三分の二、四分の三、四分の四とした根拠をもう少しはつきりお示し願いたいと思つております。今建設省から提出されました、私の前回の要求に対する資料によりますと、二十三年度、二十四年度、

二十五年年度を通じて、本案を適用いたしますと、現在残つておる災害額であります。十六％というものを国庫負担することになるといふ資料を出した。それから私が要求いたしました率はこのままにしておいて、二倍というのを一倍の線に直してみるとどういふふうになるかといふと、資料としては八〇％国庫負担ということになるというのであります。さらに二倍はそのまゝにしておいて、四分の三、五分の四、五分の五というようにすると、それが国庫負担が八二％同じくそれを二倍とあるのを一倍の線に区切りますると、それが八五％にふえる。こういうふうな資料が出ておるのであります。ところが、これらのたとへば四つの方法のうち、特に原案の七六％の線にとめようとなされた科学的な根拠がありました。ならば、お聞かせ願ひたい。

○増田国務大臣 元来最初建設省の政府委員等が私の中にも私の名において御答弁申し上げておつたのは、事業量がどうも全額国庫負担では少い。結局建設省自身が技術的、事務的に考へるところによると、事業量をうんとふやしたいのである。そして災害復旧なんといふのは早く全部やつてしまいたい、こういう見地に立つておつた。そういう見地に立てば、全額国庫負担は結局事業量が限定されてしまうから困る。三分の二にしろもつて、結局かりに本年度と同じような災害復旧費があるならば、本年度の災害復旧費に比べて明年度は三分の二にするならば、その額に二分の三をかければよろしい、つまり六百億の事業量ができるわけなんです、早く堤防なら堤防、護岸なら護岸を直してしまいたい。こうい

う見地から最初は三分の二ということをお説きしたのです。私もその点は同感しておりましたから、政府委員の答弁ももとより私の答弁もいたしておる次第であります。ところで建設省は元来そういう建設を促進するといふに、そうやればほんとうはよろしいのですが、やはり政府は有様体でもあつて、また地方財政のめんどうを見るというふうな任務を持つておられます。そういうところから見ると、一概に地方自治団体の財政能力を顧慮せずして、また災害の程度を顧慮せずして、何でも三分の二だといつたのでは、地方自治団体の健全な発達を期待するゆえんではないからといふような、地方自治庁のようなら実は建設省で取入れまして、当初からそれで災害の大きいところは三分の二では気の毒だから四分の三もあるいは全額も持たなくては気の毒ではないかという感じを持つて来たわけでありませう。それでいろいろ数字が出ますが、結局七六％というところにおちつたのは平均四分の三、三分の二は気の毒だから四分の三くらいはどうだといふような一つの過程はありました。そこでこの一つの過程をいろいろに切りまして、その災害によつて地方財政に与える影響といつたようなことから、三段、四段のわくをつくりまして、そうしてやつて行くのも地方財政の能力に比例がとれる一つの比率ではないか、わくではないかという結論に達したわけでありませう。それから八五％になるようにしようといふと、これは建設省の建設という立場から見ると相当悲観せざるを得ないことになるのであります。すなわち一五％きり地方で持たぬということになり

ますと、事業量がそれきりふえない、こういうことになりませうから、できればわれ／＼は最初私が申しした通り、地方財政の負担能力さえあれば、従来通り六六％で、三三・三三％というものを持つてもらう方が、事業量は二分の三になる、そこで私はいろいろ数字の操作上の、たとえばあなた御研究の結果申されましたが、結局常識の線とか、四分の三の線におちつくようにとつておいて、結果的あるいは道義的にこの辺におちついたのではないかと、こう考へておりました。非常な合理的、科学的な根拠というものはそれが全部科学的、合理的の根拠に基いたのであるとまでは言ひ切れない、もとより多少の合理的、科学的の根拠はありますが、常識の線から考へたことも一つの根拠であるといふふうに御了承願ひたいと思ひます。

○村瀬委員 建設大臣の御答弁を承つておきますと、やはりいつも予算というものをじつと頭にお置きになつての御説明であります。工事量をふやしたい、七五％を八五％にすれば、それだけ工事量が減る。これはその予算額というものをいつも一定の四百億とか、四百五十億とか、いう前提のもとにそういう考へが出るわけでありませう。われわれは法案そのものとしては、予算はともかくとして、根本の法律をつくつておいて、それに応じた予算を国が持つという建前でなくてはあくまでもならないのであります。予算の方が先にどうも気にかかつて、そうして合理的な法律ができぬといふのでは、これはけだし立法の趣旨でないかと考へておるのであります。そこで私はもう一度お尋ねしたいと思つたのでありませうが、北海道はスライドの標準の八割から始めた、これは従前八割であつたからそこからきめた、こういうことでありまして、これもまた八割からスライドで進むという方針でやつていらつしやるのであります。これもまた九割から始めてもいいし、十割から始めてもいいと思ひますが、最初の出発点を八割とおきになりましたのは、やはり財政上の根拠といふものがあればお聞きしたい。

○増田国務大臣 北海道はこの法律のうちまた特例があるわけでございますが、これは現行法—現行法と申しましても全額国庫負担のときはこれは全額一律であります。そこで去年の法律でありませうが、去年の全額国庫負担の法律は、今年度一年限りの法律でありますから効力がなくなつておつた。そうしますとまた従前の例によるということになるのであります。従前の例とはすなわち八割—八割といふのは結局法律の内容になつておるわけでありませう。そこで今北海道が内地並の開発が行われておるかどうか、あるいは財政負担力があるかどうか、こういう見地から検討いたしましたわけでありませう。まだ去年とそうかわつていない状況である。そこで従前の例によることにしたわけでありませう。ただししかしながら一つ違ふ点は、内地が全額のと、すなわち税の二倍以上の災害を受けたという場合は、その場合に限り全額であることは内地と同様である。こういうわけでありませう。従来通り、内容においては国庫負担の状況はかわつていないわけでありませう。

○村瀬委員 いろいろ御説明がございしても、私はどうしても、標準税率入

するが、北海道はスライドの標準の八割から始めた、これは従前八割であつたからそこからきめた、こういうことでありまして、これもまた八割からスライドで進むという方針でやつていらつしやるのであります。これもまた九割から始めてもいいし、十割から始めてもいいと思ひますが、最初の出発点を八割とおきになりましたのは、やはり財政上の根拠といふものがあればお聞きしたい。

○増田国務大臣 北海道はこの法律のうちまた特例があるわけでございますが、これは現行法—現行法と申しましても全額国庫負担のときはこれは全額一律であります。そこで去年の法律でありませうが、去年の全額国庫負担の法律は、今年度一年限りの法律でありますから効力がなくなつておつた。そうしますとまた従前の例によるということになるのであります。従前の例とはすなわち八割—八割といふのは結局法律の内容になつておるわけでありませう。そこで今北海道が内地並の開発が行われておるかどうか、あるいは財政負担力があるかどうか、こういう見地から検討いたしましたわけでありませう。まだ去年とそうかわつていない状況である。そこで従前の例によることにしたわけでありませう。ただししかしながら一つ違ふ点は、内地が全額のと、すなわち税の二倍以上の災害を受けたという場合は、その場合に限り全額であることは内地と同様である。こういうわけでありませう。従来通り、内容においては国庫負担の状況はかわつていないわけでありませう。

○村瀬委員 いろいろ御説明がございしても、私はどうしても、標準税率入

の二倍のところを線を引いたというところがどうもはつきりと了承いたしかねるのでありますが、もう少し上手な御説明がありますならば承りたいと思

います。それから第四条の四項に、超過事業費の問題が書かれてあるのではありませんが、これはたび／＼申し上げます通り、国費の最も有効な使用という面から考えまして、当然この超過事業費についてスライド制によつて国庫負担をすべきであると思つております。

なぜかといふと、せつかく原形復旧いたしましたとしても、そういう構造であつたがために災害が次々と起るのでありますから、もう再び災害が起らないようにするためには、十分の検討を加えた超過事業をしなければならぬわけでありまして、いわゆる改良工事ではないけれども、十分工事を強固にして、工事費をむだにしないためには、この超過工事ということが非常に大事になつて参るのであります。

それが、それがこわれるという憂いも生ずると思つておられます。この際思い切つてこの超過事業費についても、やはりこれを区分しないで、スライド制を認めておくということになれば、非常に強固な災害復旧工事が進捗すると思つておられますが、それに対するお考えはどうありましようか。

○増田国務大臣 村瀬さんの御質問の第四項の四項というのは、第二条の第二項なり第三項を受けた規定であります。それで私も、先ほど私が御説

明を申し上げました通り、こういうような条文はこれは非常な改正である。これはぜひ皆様の積極的な御賛同を得て直したいと思つております。従来原形復旧——原形復旧というのをわれわれは常識的に考えるべきだ、こう思つておりましたも、なか／＼第一線へ参りますと、非常に機械的に解釈して

おりまして、ほんとうに元通りの形にする以外に絶対金を出さぬ。しかも国道路の改良費というふうなものがないければ、ひとえ橋が従来木橋であつて貧弱な橋である。しかも幅は二・五メートルであつた。そこで原形復旧といふことになる、二・五メートルであり、従来非常に貧弱な橋桁を使つておるならば、貧弱な橋桁でなければならぬ。従来非常に貧弱な橋脚であれば、従来通りの木造であり、しかも貧弱な橋脚でなければいかぬというよう

な嚴重な査定をする人もないとも限りません。そこでどうしてもわれ／＼は原形復旧というものは、経済的原形復旧である、こういうふうには就任当時からずつと申し上げておりました。また建設省当局においてもそういう考えを持つておりましたが、やはり法令の上に、流れたことを機会として、災いを転じて福となす、二・五メートルの幅の橋では実は困つておる。この際五メートルぐらいにして、自動車が目

由にすれ違ひができるようにしたい。あるいは荷重制限などのないところの永久橋にしたい。これが災害を転じて福となすゆゑである。なるほど不幸ではあるけれども、福となすところの契機にその災害がなつて来る、こういうふうにはいたしたいとわれわれは考へておりました、これが第

二条第三項になつて現われておるわけでありまして、相当この三項といふものは、私は活用を皆操とともになしたいと考へておりました。その際従来は木橋のかわりに木橋しかかからなかつた。事務当局の解釈しておる限りでは……ことに一年に三回も流れるときまつておる橋なんかありますから、これは非常識で、嘲笑的になつておつたわけでありまして、そういうことで、私どもは残念だと思つておりました。このたびは第二条第三項を相当程度私は活用したい。ついでには従来は困るな困るなと思ひながら、従来通り貧弱な橋しかかからなかつたところを、今度災害を転じて福となす、そこで災害復旧費をもちつて、あとは永久橋をかけたこともかけることはできなかつたのですが、今度はできるやうになるだろう。しかも災害費から出る。従来は改良費か何かなかつたら絶対かからなかつたのです。災害費はそういうところへまわすわけにいかぬ、まわすわけにいかぬのを、今度まわすわけに行くようにしたので、これはよほどの改正だと思つておりました。そこでよくなる部分は、これは災害復旧国庫負担の従来の比率をそのままスライディング・スケールとして延長せよという村瀬さんのお考えはどうであらうか、財政の見地に立つて見れば、私は御無理じやないかと思つておりました。これはよかつた。従来は永久橋をかけたこともかけられない。中にはや

かましいところは会計検査院が怒り出したり、あるいは刑法上の問題まで起る。そういうのが今度ば堂々とかけ得ることになつたのですから、永久橋と木橋とのさや、あるいは従来幅員の二メートル半が五メートル半になる、そういうさやといふものは、国道であれば二分の一の橋梁費を持つとか、県道でも同じでしよう。とにかく従来はわくで——そのさやのよくなつた部分は、一般の道路費と同じよくなつて出る。しかもそれが災害費から出るのですから、私はその程度でござんを願うといふことが妥当な線じやないか。ぜひとも御了承願ひたいと思つておりました。

○村瀬委員 ちよつと建設大臣の例の引かれ方が極端であつたと思つたのでありまして、今の例のような場合は私よく承りました。私の言ふのは、そういう場合ではない。自動車を通れたかつたのを通れるやうにした場合に、それもスライドで全額出せと言ふのはありません。この第二条の第二項、第三項といふん手柄話をなさいました、私も非常にお手柄であり、われわれも非常に望んでおつたところでありまして、上出来であります。ところで私が今申している第四条第四項は、改良工事と認めらるべきものまでも、これに含めよといふ意味ではないのであります。従つて第四条第四項の超過事業費は改良事業費だといふ御答弁であるならば、私は十分満足をしたのであります。しかし自動車の通れなかつたのを自動車を通れるやうな橋にするといふやうなものではなくて、第二条の第二項、第三項にありまして通り、原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効用を復旧する場合、あるいはまたさういふ構造をかえて、経済上、技術上かわつた構造でいつたやうな改良工事ではない。前の原形の効力をそのまま強め

て行くといふだけの工事の場合に、それをスライドの中に認めるのであるかどうかといふ点なのであります。災害が起つたときに、一緒に改良工事をやつて、その改良工事も同時に全額負担してくれ、二倍を越えたならば全額負担にせよといふ意味ではありません。その点どういふ御意見でありますか。

○増田国務大臣 これはちよつと法制局的な御質問だと思つておりましたが、私もそれでは法制局的な意味で、法律の解釈として私の感する点を申し上げます。この第四条の第四項は、第二条第三項に規定する部分のことを言つてゐるのにすぎないので。第二条第三項に規定することは何にも言つておられません。ですから問題でも何でもないので、それは要するに最初のわくで三分の二、四分の三、全額、こういうわくで、従前の効用を復旧するにすぎないといふやうな災害復旧は、三分の二、四分の三、全額、このわくで行くだけである、こういうふうには法律は認めておつておりました。

○村瀬委員 そういたしますと、私の質問の意味は二項にも含まれておりますが、とにかく私の申しますのは、原形復旧の効力を持たすようにするために行ふ工事は、たとひ構造が多少かわつても、あるいは必ずしも原形通りやうになつても、それにはこの法律の規定によつて三分の二、四分の三、四分の四といふスライドで補助が出るかどうかといふ点を承りたいと思つておりました。

○増田国務大臣 こまかい点は事務当局からお答えいたさせますが、私はこの第二項の、形がかわつたところで、

当該施設の従前の効用を復旧するにすぎない、こういふようなものは、三分の二、四分の三、全額のおくで行くべきものである。この第二条の第二項といえども、相当常識的に読むべきものである。出先の官憲等においても、ある程度の幅をもって常識的の線で解決すべきである。従来あまりごちなく解釈されるために、泣いてる地方も相当あるのですから、二項といえども、相当常識の線にのつとつて解釈すべきである、こう考えておきます。

○村瀬委員 非常に私の満足し得るに近い御答弁があつたのであります。もう一度本法に書いてある超過事業費はどうかという内容のものでお使ひになつたかというのを承つておきます。もう一度申しますれば、ここに於ける超過事業費は改良工事費と同等であると解釈してよろしゅうございませうか。

○滋利委員 今の村瀬委員の御質問の意味はおわかりでしょうか、もしも少しこれをはつきりこの際御説明したいと思ひます。第四条の第二項の終りの方に「第二条第三項に規定する災害復旧事業の事業費のうち、災害にかつた施設を原形に復旧するものとした場合に要する全額をこえる金額（以下超過事業費といふ。）つまり第二条の第二項、第三項においては、原形に復旧することが不可能な場合、あるいはそれが困難であるか不適当である場合には、災害工事とみなす、この規定してある以上は、災害工事である以上は、当然これはすべてスライド制によるべきものであるが、これを原形に復するものと認めて、その程度の金を越えた場合にはスライドにかけないといふところに疑問があると思ひます。

第一類第十六号 建設委員会議録第十六号 昭和二十六年三月二十八日

あとの改良工事の方は別個に考へて、これは当然先刻大臣の御説明の通りでいいと思ひますが、一方において明らかに原形に復することが不適当であるか不可能であるかという場合には、災害工事とみなしながら、予算の面においては原形に復する程度の費用まで認めるが、それ以上のものは認めないといふところに明らかに矛盾があると思ひます。超過事業費であつても、災害工事とみなす、復旧工事とみなすという限りにおいては、これを当然このスライドのうちにに入れるべきではないかと思ひます。であります。であります。明らかに橋の幅を拡張するといふようなものじやなく、木橋をもつてやつておきますれば、その地勢上年々いくらかかかえても流失のおそれがある場合には、あるいはコンクリートのピヤーをもつてやるというふうな場合には、原形復旧より工事費はかかるけれども、その程度のもは災害工事とみなし復旧工事とみなして、今の率を適用する、こういうふうにお考えになるのかどうかというこの質問だと思ひますから、この点をはつきり御説明願ひたい。

○増田國務大臣 法の解釈からいへば、先ほど村瀬さんにお答へをした通り、木橋が流れた、しかも百間の長さで幅が二メートル半である。その場合に二メートル半を今度あらためて五メートル半にする、自動車が自由に往來できるようにする、しかして、鉄筋コンクリートにする、長さが同じ百間である場合には、これは私の私見でありますけれども、ある程度公式の所見と見ても、私は責任を負いますが、要するに災害復旧費といふものは、百間の二メートル半の木橋を復旧するに要する費用が災害復旧費である。そこで同じ百間の幅五メートル半の鉄筋コンクリートの橋をかけたか、それと異なるか、それが幾らかかるかは別である。この場合は問題ではございせんが、鉄筋コンクリートの橋をかけるのに相当の額がいつた。その額のうち木橋の百間の二メートル半の橋をかけた場合に要する費用を引きまして、その残額が第二条第三項に於ける超過事業費である。それから災害復旧費とは、百間の二メートル半の橋をかけたとすれば、一かけないで實際は鉄筋コンクリートの橋をかけるのですが、それに要する費用を災害復旧費としてこれを控除する。それで残額の方は超過事業費である。それから、二分の一というふうなことになると思ひます。あるいは直轄事業であるならば、三分の二というふうなことになると思ひます。そういうふうな従來の道路の關係の改良費の率と同じ比率がかかる、こういうわけでありませう。そこで災害復旧費の算定の仕方ですが、従來木橋は嚴格にいつてこれくらいでかかるという場合に、多少そこを大目に見て、相当災害復旧費がかかるのだといつて、十萬円引くところを十三萬円引く、それで残額だけ二分の一持つというふうなことは、私は相当常識的にやるべきであると思つております。しかし法律の理論からいへば、従來の効用を復活するための物的費用、あるいは原形そのものを再び復活するための費用が災害復旧費である。それ以上のものは超過事業費である、こういうふうにお考え次第であります。

○村瀬委員 これは實際にこの法律を適用する段になつて非常に大事だと思ひますので、重ねてお尋ねいたすのであります。去年法律として実施いたしました全額国庫負担法の第一条の文句は、「災害にかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において」云々とあります。法律案によりますと、第二条に括弧いたしまして、「（原形に復旧することが不可能な場合において）」云々と、文句がかわつて来ておるのであります。こういうふうな言葉をおかえになつた趣旨はどこにあるのでありますか、従前と同じであると解釈してよいかどうかという点が一つであります。

○田中委員 代理 村瀬君に申し上げますが、増田建設大臣のほかに、大蔵省より佐竹主計官、経済安定本部より今泉建設交通局長、建設省より伊藤河川局長、賀屋防災課長、前田説明員の諸君が来ておられますので、事務的なことはこの諸君から御答弁願ひたいいたします。

○今泉政府委員 現行法では、この法案の第二条の第三項にございませう、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当である場合においてこれに代るべき施設をすることを目的とする、この現行法と同じ規定がございませう。

第三項の方は現行法と同じような趣旨でここに規定しまして、こういうたものも災害では見られるのだといふことは現行法と同じであります。但しこの三項でいう超過事業は、災害復旧費では見られけれども、例のスライド算定の基礎の数字には、この超過分は入れないのだといふのを四條の二項ですかに規定するわけで、従つて第二條の二項の「原形に復旧することが不可能な場合において当該施設を従前の効用に復旧するための施設をすることを含む」とありませう、たとえば例をあげますと、百間の木橋が流れて、川幅が広がつたために百間では橋がかかれない、百五間の橋がいるといつたような場合に、これはもう絶対にかかぬ、不可能でございませう。そういうふうな不可能な場合に、百五間の橋をかけても、それはやはり原形復旧としてこのスライドの算定の基礎数字には入る。しかし第三項の方はそうではなくて、従來木橋でかけてあつた、しかしたが、流される、長さは同じであるけれども、これはやはり鉄橋にかかぬと、国家のため、地方のためにも損失であるから、それを鉄橋にかかえた、こういうつた場合に、それでは鉄橋と木橋との差額がどうなるか、これは、まあ改良だ、つまり超過工事である、その超過工事の差額はあくまで災害復旧では見られるのではありません、その差額はむしろスライドの算定に入れなくて、原形に復旧する分だけを超過工事のスライドの算定の基準に入れる、そうしませんと、今度スライドの算定をする場合に、地方によつて何でもかんでもみんな改良し

するに災害復旧費といふものは、百間の二メートル半の木橋を復旧するに要する費用が災害復旧費である。そこで同じ百間の幅五メートル半の鉄筋コンクリートの橋をかけたか、それと異なるか、それが幾らかかるかは別である。この場合は問題ではございせんが、鉄筋コンクリートの橋をかけるのに相当の額がいつた。その額のうち木橋の百間の二メートル半の橋をかけた場合に要する費用を引きまして、その残額が第二条第三項に於ける超過事業費である。それから災害復旧費とは、百間の二メートル半の橋をかけたとすれば、一かけないで實際は鉄筋コンクリートの橋をかけるのですが、それに要する費用を災害復旧費としてこれを控除する。それで残額の方は超過事業費である。それから、二分の一というふうなことになると思ひます。あるいは直轄事業であるならば、三分の二というふうなことになると思ひます。そういうふうな従來の道路の關係の改良費の率と同じ比率がかかる、こういうわけでありませう。そこで災害復旧費の算定の仕方ですが、従來木橋は嚴格にいつてこれくらいでかかるという場合に、多少そこを大目に見て、相当災害復旧費がかかるのだといつて、十萬円引くところを十三萬円引く、それで残額だけ二分の一持つというふうなことは、私は相当常識的にやるべきであると思つております。しかし法律の理論からいへば、従來の効用を復活するための物的費用、あるいは原形そのものを再び復活するための費用が災害復旧費である。それ以上のものは超過事業費である、こういうふうにお考え次第であります。

○村瀬委員 これは實際にこの法律を適用する段になつて非常に大事だと思ひますので、重ねてお尋ねいたすのであります。去年法律として実施いたしました全額国庫負担法の第一条の文句は、「災害にかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において」云々とあります。法律案によりますと、第二条に括弧いたしまして、「（原形に復旧することが不可能な場合において）」云々と、文句がかわつて来ておるのであります。こういうふうな言葉をおかえになつた趣旨はどこにあるのでありますか、従前と同じであると解釈してよいかどうかという点が一つであります。

○田中委員 代理 村瀬君に申し上げますが、増田建設大臣のほかに、大蔵省より佐竹主計官、経済安定本部より今泉建設交通局長、建設省より伊藤河川局長、賀屋防災課長、前田説明員の諸君が来ておられますので、事務的なことはこの諸君から御答弁願ひたいいたします。

○今泉政府委員 現行法では、この法案の第二条の第三項にございませう、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当である場合においてこれに代るべき施設をすることを目的とする、この現行法と同じ規定がございませう。

てくれという要求が非常に強くなつて、それではせつかく地方が負担に耐えられないような場合に、とかくおぼゆる工事が、すべて改良に行つてしまふおそれがある、こういう点を防止する見地と、それから各地方にそれぞれ公平にやつて行こう、こういう見地からして、災害復旧では見るのだけれども、従来超過工事として見た分だけはスライドの算定から除く、こういう趣旨で二項と三項が書きわけてある、こういうわけであります。

○村瀬委員 今の御答弁で非常にはつきりして来たわけでありませう。第二條の第二項に該当する工事はスライドを適用するのだ、第三項によつてやる場合には、超過工事としてスライドは適用せぬのだ、大体こういう御答弁であつたと思つてあります。そうしますと、ある場合には第二項によつて原形に復旧することが不可能なのであるか、この場合は二項に入る。それから第三項によつて不可能ではないが、著しく困難または不適当な場合であるかという判定によつて、スライドが適用されるかされないかということが地方自治団体にとつては非常に大きな問題となるのであります。そういたしますと、ここでもう少しはつきりこの二項に該当する工事と、三項に該当する工事との例をあげて説明をしていただかねばならぬということになるのであります。たとえばある川の左岸を何十年かかかつてずつと工事をして来た、右岸は最初丈夫であつて工事をした、左岸がずつと改修されたために、今度は右岸の方がどうも危険に瀕しそうだ、今までの堤防の高さは八メートルであつた、それを当然

九メートルにしておかねば漏水のおそれが非常に多いといったような場合に、その場所が災害を受けたときに、今までの八メートルを九メートルの堤防につくるということは、二項に該当するとお考えになりますか、三項でありますか。

○質屋説明員 不可能な場合の原形の範囲でありませう、これは実施の場合には、申合せ事項ががつちりとつくりまして、適用範囲をきめる方針であります。大体われわれの考えておりますことを申し上げますと、その原形復旧には、文字通り原形になる場合と、それから査定の場合に原形の判定が不可能な場合があり、たとえばこわされたあと、水制を復旧しますときに水制の形状がわからないというような場合に、実情に即するよりの水制の形をつくるわけでありませう。また橋梁とか護岸とか、こういうものの根入れあたりが十分に元のものがわからないというときには、必要な程度の根入れをする、こういうふうなことを考えております。それからまた文字通りの原形復旧をすることが技術的に不可能な場合というのがございます。これは基礎地盤の変化による根入れの変化、根入れを変化させなければならぬ。それからのりの勾配は、場合によつては緩和させなければならぬ、こういうふうな場合には、技術的に不可能だ。技術的に適當でないというふうなものは、これは原形復旧の中に再度災害をこうむらないような方法をとる、なおこまかい場合であります。たとえば基礎地盤の低下したために、橋梁の橋脚の根をなげなければならぬ、こういうものは、どつちかと申しますと、つけたしのものであ

りませうので、こういうものは原形復旧の不可能な場合に入れる、こういうふうな不可能の範囲は申合せでがつちりきめようと考えております。

○村瀬委員 そういたしますと、技術上原形のままでは不適当と考えられるときには、第二項によつてスライドによる国庫負担をなされるというお考えでありますか。

○質屋説明員 さようでござります。○村瀬委員 技術上の点は第二項でやるという御答弁でありますから、それをはつきり速記に残しておいていただきます。その次にお伺いしたいことは、建設大臣に伺うのであります。先ほどからこの法律案がまつた純粹な立場で立案したとお話になつておりますけれども、どうも御答弁の際になると、予算というものがいつも頭にこびりついておるといふ感じがいたしております。そこでこの二十六年度の公共土木施設の災害復旧事業費であります。予算の編成当時は一律に三分の二の国庫負担によつて編成されたという御答弁があつたと思つてあります。その後この法律案に至るまでのスライドによる方法ということにかわつて来ておるのであります。から、自然先ほど感盛にお話になりました事業費という問題がかわつて来たと思つてあります。この事業費の調整にあたりまして、すでに衆議院を通つておきます災害復旧事業費の予算内で調整するお考えであるか、あるいは早急に補正予算等でこれらの処置をなさるのであるか、この点を伺つておきたいのであります。

○増田国務大臣 いつも御答弁申し上げます通り災害予防の方へ主として力が行きまして、災害復旧はもとよりわれわれは勿論に付すべからざることを考えておりますが、しかし災害をなからしめる、あるいは災害の程度をできるだけ少からしめる。そのためには予防の方面へ相当力を入れたい。御承知のごとく河川改修費は三割五分、砂防関係は八割三分、公共事業費全体としては一割しかふえないにもかかわらず、そのわくの中においてそれ／＼三割五分あるいは八割三分ふやした次第であります。すなわち災害予防に最も力を入れている。その関係で災害復旧というより一日もゆるがせにできない関係の費用が幾分減つたことは、非常に残念に思つております。但し事業費等は去年と同じ事業費にしたいというわけで、一生懸命努力をいたします。しかし災害復旧費全体として、過年度分は、去年は四百億であり、これは三百二十億であり、それに充つて三分の四をかけるといいたしますと、ほぼ四百億くらい、これは農林省や運輸省の災害も含めて申すわけでありませうが、数字の上からはほぼ去年と同じくらいの事業費である。ただししかしながら、あなたもお認めの通り、物価等は相当上つております。でありますから数字の事業費では同じであります。物質的の事業費としては同じとは必ずしもいえないのじやないかという状況にただいま立ち至つております。そこで将来の問題であります。将来財政の許す限り補正予算なり何なりを考慮してほしいというところは私は強く財政方面を担当する政府に対して要望いたしておる次第でございます。

○村瀬委員 この法案の審議の経過から申しまして、なるべく事業費を減らしたくないというお気持ちが非常に濃厚に出ておられることは、先ほどからの御答弁にもたび／＼出て来たわけでありませう。その趣旨が一貫されますならば、ここに最初三分の二の率で二十六年度予算を組んだ、その事業費を減らしたくないという気持ちをそのまま続けたいという気持をそのまま続けたいという法律案が出る以上は、さつそく聞量が入れず、建設大臣としては、事業費が減るではないか、だから予算をくめんせよ、こういうのが当然建設復旧工事の早期実現に対する非常に大事なところであると思つて、これに對しまして、むしろ物価高による事業費の減少もありませんけれども、それはともかくとして、三分の二から今度平均して四分の三ということになりまして、当然この際ただちにその対策措置が講じられなければならないと思つてあります。一体その時期はいつごろと判断なさつております。

○増田国務大臣 お説の通りわれわれは、お説の通り、できる限り災害復旧費の増額を御示唆に基いて要求すべきであつたのであります。——もつとも私は御示唆通り申した。閣議の内容をあまり申すことはできないのであります。わくがかつた以上は、災害復旧費の全体がかつて来る、であるから何とか考慮してほしい、こう申したのであります。私の要求はもつともであるけれども、国家財政全体が許さないものであるから、ゆとりが生じたりした際には、聞量を入れず考へるといふよ

のであります。その税収入は百万円と五十万円というふうにかわつてはおりませんけれども、しかしこのかわつた税収入が平衡交付金によつて救われて、実際はいずれも同じような財政収入額になつてゐるのであります。予算はこの村もいづれも同じです。甲村も乙村も平衡交付金はならされて同額になつてゐます。その同額になつてゐる予算で災害復旧を執行して行く以外に方法はなないのであります。それ以外にまた寄付金であるとか何とかいうことを考えれば別でありまして、甲村も乙村も負担力は同じでなければならぬ。しかるにもかかわらず、災害復旧費は違つて来る、交付額は違つて来る、これは少しおかしいものではあるまいか、これが私の質問の趣旨でありますけれども、その点も一べんお答え願ひたいと思つてあります。

それから第六条の四項、五項の問題であります。これは「明らかに」とあり、あるいは「甚しく」とあり、また「元住民が負う」という話は何にもないのではありません。であればあるほど、これは国の監督が不行届きであつたといふことの責任を、国が当然とるべきであるといふ点に過ぎません。もう一べん大臣の御意見を承りたいと思ひます。

いたしたいと考へておられます。それから第六条の四項、五項といふのは、これは今係官から聞きますと、昔からこういう文句はあるのであります。これがすなわちわれわれが責任を果すゆゑにもなるのであります。すなわちあなたのおつしやる監督上の責任は、法律というよりこの条文を通じてでも監督はいたしておるのである。この条文の威力というものは、皆様の議決にかかる法律の威力に現われて、私が監督しやういふことになる、こういうことにも相なるのであります。

結局総合的な考察の結果、こういう数字におちつた次第であります。

今度の法律案の第三条であります。これはさきに衆議院を通過いたしました農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律の一部改正法律と大體表裏一体になつておると思ひます。そこで本法案の第三条に各災害復旧事業に該当する項目が並べてあるのであります。従来よりふえておられますが、第四の林地荒廢防止施設と第七の漁港、これだけが今日までのいわゆる公共土木施設災害復旧費に関する法律よりもふえておるのであります。これはどういふ理由でかよになつたのか、その趣旨をお尋ねいたします。

すから、間違つておつたら私があやまることにいたしますが、それはどういふわけかという、監査の方法と、実施の計画をされる方が意見が非常に相違いたしておるのだということも聞くのでありますが、さような事実がありますか。もしくは経済安定本部のあなたの方では、このいわゆる原形復旧というものを文字通りに解釈される態度をとっておられるのであるか。この点を、一言でもよろしゅうございませうから、承つておきたいのであります。

○今泉政府委員 原形復旧の解釈の問題でございますが、なるほど二、三年前までは、かなりこの原形復旧という文字に拘泥して、今おつしやる通りの、何か原形復旧を強制するがごとき風潮があるいはあつたかとも存じませうけれども、昨今の安本の考え方いたしましたししては、この文字通りに原形復旧ということをとつて、これによつて当該工事を強制するといふ趣旨は毫もございませぬ。今監査報告を例に引かれましたが、むしろ安本として考えておりますことは、そういう機械的な原形復旧は国費のむだづかいであるといふことは、單に監督官ばかりでなく、十分認識しております。この問題は原形復旧を強制することではなくて、原形復旧と改良との間に差をつけて、補助率にあまりに差をつけると、どちらかという改良といふことが少し濫用されるおそれがある。むしろその方を補助率の調整から考えなければならぬ。これが監査の二、三年前から一致した意見でございまして、安定本部は、そういう理由のないところに原形復旧をあくまで強制する、また予

算もそういう原形復旧の予算しか受けつけないというやり方は毫もやつておりません。ただ、今繰返し申し上げます通り、改良原形復旧、つまり災害復旧と一般の改良との間にあまり差を設けることによつて、濫用される面が非常に多い。これが監査の有力な意見として出ておりますので、なるべくは災害復旧と改良との関係はあまり大きな差はつけたくない、これが監査の一致した意見でございませう。従つて安定本部が昔考えておつたように、何か予算を低くするために、当然改良しなければならぬところまで原形復旧で強制するというような考え方は、現在毫も持つておりませんので、この点何か現在をそういう風潮があるといふようなことは非常な誤解であらうと考へております。私もこの法律の趣旨を十分体しして、解釈等につきましても、十分理由のある、また合理的な解釈の仕方での法律を執行して行きたいと思つております。

○瀬戸山委員 たいまけつこうな意見を承りまして、ありがとうございます。その通りにひとつ今後指導してやつていただきたいと思つております。

○田中委員長代理 本日通告せられた質問者の質問は一応終了いたしました。その他の委員諸君には御質問ありませんか。

○濫利委員 皆さんの質問で大体盡きたのですが、ただただいまの瀬戸山君の質問の点についてもう少し突きとめておきたいと思つております。

○伊藤(大)政府委員 従来災害復旧をいたします場合におきまして、相当厳格な原形復旧を施工して来ておりました。その場合に不適当な場合におきましては、設計の比較をいたしまして、できるだけ再度災害を受けないようにするというので、足らない部分につきま

はり補助を出されるのかどうかをお尋ねしておきたいと思つております。

○今泉政府委員 従来の査定は十分尊重したいと思つております。但し従来の査定でも何か非常に誤つた査定の方があれば、あるいは再検討の要があるかと思つておられますが、合理的にやつた査定につきましては、安定本部としても十分尊重して参りたい。そのほか今度はこの第二条二項によつて、従来には見られなかつたような範囲まで見てやろうという規定もできた次第でございませうので、その間十分注意して御趣旨に沿うように進めたいと思つております。

○濫利委員 皆さんの質問で大体盡きたのですが、ただただいまの瀬戸山君の質問の点についてもう少し突きとめておきたいと思つております。

○伊藤(大)政府委員 従来災害復旧をいたします場合におきまして、相当厳格な原形復旧を施工して来ておりました。その場合に不適当な場合におきましては、設計の比較をいたしまして、できるだけ再度災害を受けないようにするというので、足らない部分につきま

ては、改良費額を追加いたしました。工事した実例は相当あるのでございませう。今回いたしますものにつきましても、再度災害を受ける、また経済社会の上から見て、非常に不適当だといふようなものにつきましては、できるだけゆとりのある査定をいたしたい、こう存するにつつまして、その場合におきまして、改良費等を一緒にやればいいのですが、改良費もなか／＼ちぐはぐになるという問題が起りますので、これを一本の災害費から支出いたしません。しかし支出いたしませんかわりに、いわゆる改良工事になるという部分につきましては、これを改良と同じ率で行つた方がい／＼の改良面の補助の関係との均衡からいって、非常によからう。こういうような考え方から来たわけでありませう。

○濫利委員 そうすれば、当局のお考えは明らかに第二条の第三項というものを災害復旧工事とみなす、すなわち災害復旧に関連して、原形に復旧することが不適当である、あるいはまた著しく困難だといふために、これは初めて災害復旧工事とみなすのであります。にもかかわらず、改良工事を付加したものと、こういうふうにお考えになつての御説明のようであります。そうすれば、いわゆる原形に復旧することが著しく困難か、あるいは不適当といふことの判断の基礎において誤つて来ることになると思つております。ですから第二条の精神を生かすならば、やはりこの第四条の第四項といふものは、他の法令によつてきめるということになりますと、あるいは二分の一になり、あるいは十分の六あるいはまた三分の二、あるいははものによつては十分の七、

○伊藤(大)政府委員 従来災害復旧をいたします場合におきまして、相当厳格な原形復旧を施工して来ておりました。その場合に不適当な場合におきましては、設計の比較をいたしまして、できるだけ再度災害を受けないようにするというので、足らない部分につきま

○伊藤(大)政府委員 従来災害復旧をいたします場合におきまして、相当厳格な原形復旧を施工して来ておりました。その場合に不適当な場合におきましては、設計の比較をいたしまして、できるだけ再度災害を受けないようにするというので、足らない部分につきま

五というのもあり、こうまち／＼にな
る。でありますから、その点はどうも
私どもは納得が行かぬのであります。
災害復旧工事と見たならば、やはり災
害復旧工事としての補助率を基礎とし
て考へることが一番妥当じやない
かと思ふのであります。しかしそれ
以上は議論になりますから、われ／＼
はこれをどうするかということは別に
考へたいと思ひます。

その次に、この法案全体を見まし
て、一つの均衡を得ない点がありま
す。附則の第三に、北海道における場
合は、十分の八というものを出発点と
して、八割補助を最低限度として、そ
れから出発しております。ところが北
海道以外の方面においては三分の二を
出発点として、その次は四分の三とな
つておる。なおこれが北海道以下であ
ります。一体この四分の三という限界
を付するところがはたして適當か
どうかということもありますが、もし
ここでこの法案全体を比較するなら
ば、北海道の八割を最低とするなら
ば、その他の分においても四分の三を
むしろ五分の四というふうに変更た
ら、法案の権衡が得られたらうと思
ふのであります。ことに北海道におい
てもこの税収入というものを基準とし
る以上は、内地と北海道とを区別する
理由は少いと思ふのであります。因全
体が全額補助を廢止して、かくのごと
き基準を設けたならば、北海道も従来
の基準というものを改めて、内地と公
平になすべきじやないかという考へ方
もまた起つて来るはずであります。し
かし北海道の既得権を侵害するのは不
穩当だという考へであるならば、内地
のこのスライド制において、その段階

を第二段階の場合に、北海道と同様に
八割補助ということを考慮されてしか
るべきじやないか。しかるにここに
お北海道とその他の府県の住民の負担
力に差等を設けたという点について
私どもは了解ができませんのであり
ます。もちろん北海道は新開拓地であ
り、あるいは開発を中心とする考へで
今までは八割補助をやつておるのであり
ます。しかし今度は考へ方を新たにし
て、その地方団体の負担力というもの
を中心として考へる建前になります
ならば、北海道も内地も——内地と申
しては語弊があります。が、その他の
都道府県においても、同じ立場におい
て考へていられないか。この点に
ついて当局はどういう考へで、こう
いう矛盾といひますか、不権衡な法令
を出したか。その点をお伺ひいたしま
す。

○伊藤(大)政府委員 その点につきま
しては、先ほど大臣から御答弁のあり
ました通りでございます。北海道に
ついては、北海道が開発後進地域であ
るという点と、それから従来北海道を
助けるという意味で相当高額の補助を
つけて来たという、この二点を採用い
たしたわけでございます。濶利委員
からお話になりました点については、
重々ごもつともなところもございま
す。私どももいたしましては、なおし
ばらくの間は北海道につきましては従
来の先例を尊重して参りたい、こうい
うような考へからこの案を立てたわけ
でございます。

○濶利委員 御説明はよくわかりま
す。私も北海道を今減らせという意
見ではないのであります。建設大臣
は、そういうことを申したらお冠が曲

るかと思ひますが、そういう意味では
なくして、北海道は従来今御説明のよ
うな未開拓地であり、開発を要する
という意味で出た。しかし今度の考へ
方は、負担力というものを基準にして
補助額を決定するということならば、
北海道と内地は公平に扱ふべきでは
ないか、従つて北海道を八割補助する
ならば、内地の分においても二分の一
越えた場合においては、四分の三とい
うことにせず、これを北海道と同じ
率に、せめて北海道並に、八割補助と
いうことを考へるのが適當じやない
か、そういうふうにするれば、一体ど
れほど補助額に影響するか、その点お調
べになつていられるかどうか、もしおわ
りになつていられれば、伺ひたいのであ
ります。そういう基準にして、北海道を
従来通りに置くならば、なぜ内地の
方も二分の一以上の災害費があつた場
合に、ただちに八割という基準を設け
て北海道と一率になつたかという
ことについて御意見を承りたい。これ
はやはり予算の關係であるのか、それ
が適正であるのか。つまりこの一つの
法文のうちにあまりに公平を欠いた法
文がここに現われて来るから、われ
われはそういう疑いを持つのでありま
す。その点について伺つたのでありま
す。

○伊藤(大)政府委員 北海道と内地の
關係につきまして、財政力から見た点
において区別する必要があるじやない
かということはいくごもつともな点
でございます。ただこの場合におきま
して、何べん申し上げてもこれは盡き
ないと思ひますけれども、北海道
というものの特殊性を特に認めたとい
う点をわれ／＼として北海道を特別

に扱つたという理由をいたしておるの
でございます。なお北海道を上げまし
たために負担がふえるというのは、現
在の災害費からしまして、大体三億円
程度の増加があるかと存するのであり
ます。

○田中委員長代理 その他御質疑はあ
りませんか。——次会は明二十九日午
前十時より開会いたすこととし、本日
はこれにて散会いたします。
午後四時十四分散会

昭和二十六年四月十日印刷

昭和二十六年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所